

暫定利用土地賃借人募集広告書

当機構では、以下のとおり暫定利用のための土地（以下「暫定利用土地」といいます。）の賃借人を募集します。

1 暫定利用土地の表示

所在	名古屋市中村区名駅三丁目		
地番	地目	面積 (㎡)	備考
1703 番 2	宅地	78.66	左記のうち別図に朱枠示す土地 約 180 ㎡
1704 番 1		92.24	
1704 番 2		104.01	
		(合計地積)274.91	

※ 募集内容及び物件の詳細は別途配布する募集要領資料一式（以下「募集要領等」といいます。）に記載しておりますので、御参照願います。

2 申込資格

申込者の資格は、次に掲げる（1）から（3）までとします。（複数者が連名で申込む場合は、全ての者がこれらの資格を満たしている必要があります。）

（1） 次の条件を満たす者であること。

- ① 事業規模や業歴等から明らかに貸付の目的に応じて利用する能力等を有しないと認められる者でないこと。
- ② 賃貸料の支払の見込みが確実であること。
- ③ 国税、地方税その他の公租公課について未納の税額がないものであること。
- ④ 契約の終了時まで土地の明渡しその他契約義務の履行が確実であること。

（2） その他法令等により規定される次の条件を満たす者であること。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けていない者又は会社法（平成17年法律第86号）により特別清算を行っていない者[※]であること。

※ ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者においては、入札参加資格を認める場合がありますので、事前に御相談ください。

- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）及びそれらの者と関係を有する者*でないこと。

※なお、それらの者と関係を有する者とは、次のとおりです。

イ 暫定利用土地を、反社会的勢力の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

ロ 次のいずれかに該当する者

(イ) 法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力である者又は反社会的勢力がその経営に実質的に関与している者

(ロ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用するなどしている者

(ハ) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持運営に協力している者

(ニ) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ホ) 反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用している者

ハ 上記イ又はロに該当する者の依頼を受けて申込みをしようとしている者

③ ②のほか、不法な行為を行い、若しくは行うおそれのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、賃借人として機構が適当でないと認める者でないこと。

(3) 申込受付期間の最終日から起算して2年前の日以降において次に掲げる者のいずれにも該当していないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とします。

① 機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 機構が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 機構の監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者

⑤ 機構との契約において正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ ①から⑤までに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 募集要領等の配布期間・場所

(1) 配布期間

令和4年11月1日(火)及び令和4年11月11日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 配布場所

〒460-8484

名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル3階

独立行政法人都市再生機構中部支社 都市再生業務部 業務推進課

担当：東、松村、宇佐見 電話：052-968-3376

4 申込方法

(1) 申込及び入札は、募集要領等に記載する方法により行います。

(2) 申込みをされる方は、持参にて申込書を提出してください。

(3) 申込書の内容をもとに申込資格の確認を行い、確認の結果を各申込者に通知します。なお、資格確認の過程で、提出いただいた書類の内容について説明を求められることがあります。

(4) 入札は資格確認において資格を有すると認められた申込者(以下「入札参加者」といいます。)により行います。資格確認において資格を有すると認められた入札参加者は、6の入札期日において入札書を提出していただきます。

5 申込書の受付期間及び受付場所等

(1) 受付期間

令和4年11月14日(月)及び令和4年11月15日(火)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所

〒460-8484

名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル3階

独立行政法人都市再生機構中部支社 都市再生業務部 業務推進課

担当：東、松村、宇佐見 電話：052-968-3376

(3) 資格確認結果の通知

令和4年11月22日(火)に各申込者に書面により通知します。

6 入札期日(入札及び開札の日時・場所等)

(1) 日時 令和4年11月29日(火) 午前10時から

(2) 場所等 名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル6階

独立行政法人都市再生機構中部支社 入札室

※ 開札の立会いは、1入札参加者1名とします。入札参加者以外の方は、開札会場への入場はできません。

7 入札方法等

(1) 入札の無効

本広告に示した申込資格のない方のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(2) 落札者の決定

当機構があらかじめ定めた予定価格以上で最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

(3) 再度入札の実施

開札の結果、落札者がいない場合については、当該入札参加者（無効となった者及び辞退した者を除きます。）を対象として再度入札^{*}を実施します（ただし、再度入札は、1回のみとします。）。再度入札は、入札結果の通知とともに送付する「再度入札・見積合せ実施案内書」により行います。なお、再度入札を実施した場合、契約締結日及び残金支払日は、変更させていただきます。

※ 再度入札開札の結果、落札者がいない場合については、当該再度入札参加者を対象として見積合せを実施します。

(4) 入札結果の通知

入札の結果については、書面にて入札参加者に通知するほか、閲覧に供します。

8 契約方法

(1) 土地一時使用賃貸借契約の締結

落札者には、令和4年12月6日（火）までに土地一時使用賃貸借契約を締結していただきます。

(2) 賃貸料等の支払方法

賃貸借開始日の属する月の賃貸料（以下「初回賃貸料」という。）については、契約締結時において機構が指定する期日までに支払っていただくものとし、その他の月の賃貸料は前月の25日までに、支払っていただきます。

賃貸借開始日の属する月又はこの契約の期間満了の日若しくはこの契約解除の日（以下「契約終了日」という。）の属する月におけるこの賃貸借期間が1か月に満たないときの賃貸料は、1か月を30日として日割計算した額とし、その日割計算した額に、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとします。

敷金は賃貸料の1か月分とし、初回賃貸料と併せて支払っていただきます。

(3) 賃貸条件

別途配布する募集要領等記載のとおり。

(4) 賃貸期間

令和4年12月7日（水）から令和6年12月6日（金）まで

9 問合せ先

本広告書及び募集要領等に関する質問事項については、令和4年11月11日（金）までに書面にて下記までお問い合わせください。

〒460-8484

名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル3階

独立行政法人都市再生機構中部支社 都市再生業務部 業務推進課

担当：東、松村、宇佐見 電話：052-968-3376

10 その他

暫定利用土地の借受けを御希望の方は、募集要領等を熟読の上、お申込みください。

以 上

